

## 昭和41年度平城宮出土の木簡

平城宮跡発掘調査部

昭和41年度の平城宮跡発掘調査では、第29次調査(120点)、第32次補足調査(13140点)、第39次調査(321点)の各調査地域で総計13784点の木簡を検出した。前年度までのものを合計すると18366点となる。以下、調査回数をおつて、その概要を報告する。

第29次調査は宮域の東面南門推定地を含む特別史跡指定地内で行われ、2条の溝SD3410(13点)SD4488(103点)及び土壙SK4355(6点)その他から木簡が出土した。いずれも断片であつて、SD3410から「未選秦人行」

仕丁建部乙公」

と記したものが、SD4488から出土した主油司に関連する断片等が注目される程度である。

第32次補足調査は宮域東南隅で行われ、南面大垣(SA4120A)北の雨落溝から13140点の木簡を検出した。木簡の大部分は、削り屑であるが、内容としては式部省関係の文書の断片を多数含んでおり、史料的に豊かなものである。木簡に記された年紀は神亀五年から宝亀元年にわたつてはいるが、その多くは天平宝字末年から神護景雲年間集中している。

代表的な木簡について以下に報告する。

昭和41年度平城宮出土の木簡

「去上位子從八位上伯祢広地<sup>年卅二</sup>河内国安宿郡」のように「去(一)官職一位階—氏名—本貫地」の形式をもつ木簡がもつとも数多く出土した。この種の木簡は短冊形で側面上方に小孔をあけて、複数の簡をつらねるようにしたものであつて、内容は選叙考課(勤務評定)に関係するものである。奈良時代の官吏は一年毎に考課(勤務評定)を受け、長上官であれば六年ないし四年毎に選叙の機会をあたえられていた。これらの考課、選叙に係る木簡が考課、選叙のいかなる事務手続の段階で使用されたものかは確定できない。ただし年令、本貫地のあとに、上日その他を記したものがあつて、その中には六考(長上官の選限)の上日総数を記しているものがあり、この点からすると、この種の木簡の性格を選叙の方に関連させて考えることも可能である。

又「去(一)」と記されている部分は前年度の考課の結果を示しているものと思われる。その考課内容の表示は上中下の三段階で示されており、これは番上官の評定基準であるから、この種の一連の木簡の多くは番上官⇓下級官人のもつと思われ、律令中央官衙機構における下級官人の出身地の分布を知る手がかりになる史料である(第1表)。出身地の構成は畿内が圧倒的に多く、特に大和、河内の多い点が注目される。畿外では近江国が多いことも注目される。

第1表 下級官人本貫地表

高市	城下	城上	吉野	忍海	葛上	広瀬	平群	添下	添上	大和	右京	左京
1	1	3	2	1	2	2	2	1	1	30	22	10
古市	錦部	河内	郡未詳		相楽	宇治	愛宕	葛野	乙訓	山城	郡未詳	十市
4	1	36	7	1	1	10	2	1	22	12	1	1
摂津	郡未詳	和泉	(畿外)		郡未詳	丹比	志紀	若江	交野	茨田	高安	安宿
17	2	3	伊勢	伊賀	11	2	3	2	1	1	6	2
遠江	三河	尾張	伊勢	伊賀	3	郡未詳	兎原	河辺	豊島	西成	百濟	住吉
5	5	2	2	2	3	6	1	1	2	4	2	1
能登	若狭	陸奥	信濃	美濃	11	常陸	下総	上総	武蔵	相模	伊豆	駿河
1	2	2	2	3	3	3	3	3	1	1	1	1
肥前	伊予	讃岐	紀伊	周防	安芸	備後	備前	播磨	但馬	丹後	丹波	越中
1	2	1	2	1	1	1	3	4	3	1	2	1

その他考課、選叙に関するものとして、遣高麗使(渤海への使)に對して叙位を行つたことを示した「依遣高麗使廻来天平宝字二年十月廿八日進二階叙」というものがある。この木簡の内容は「続日本紀」天平宝字二年十月丁卯(廿八日)の記載の内容と対応している。二階叙位を進めるといふ点については遣渤海大使小野朝臣田守の方は從五位下から從五位上へ進級しているから、木簡の記載とあわないが副使の高橋朝臣老麻呂の方は正六位下から從五位下へ進んでいて一致していない。したがつて遣高麗使であればすべて二階叙特進しているわけではない。前述の高橋朝臣老麻呂の他に、天平宝字五年度の大使高麗朝臣大山に天平宝字六年十二月乙卯に増位した例が二階を進めて叙位を

している例として続日本紀に見える。延喜式部式(新訂増補国史大系本(5頁))では遣唐使、遣渤海使の帰朝に際して行われる叙位は、それ以前に官人のもつていた考とは無関係に特例として行われるという規定がある。木簡の遣渤海使の叙位の場合も延喜式の規定と同じように特例として行われているのではなからうか。その他に遣高麗使に関するものとしては「外從初上物部浄人<sup>年卅一荒玉</sup>遠江国敷智郡人<sup>遣<sup>(高麗カ)</sup>使叙位</sup>」がある。

次に「：訪察精<sup>(判官の最)</sup>」：「：勤於記事稽失无<sup>(隠カ)</sup>」(主典の最)といつた考課令最条にみえる考課の項目を記した割り屑があることも注目されよう。

表「无位田辺史広<sup>(調)</sup>進統勞錢伍百文<sup>(裏)</sup>撰津国住吉郡神亀五年九月五日<sup>(勅錦織秋庭)</sup>」この木簡は統勞錢の付札であつて他の例を合せると9点ある。統勞錢は官人が正規に官衙へ出仕しない場合にも考課の対象となる資格を得るために錢を役所へおさめる制度で、従来の文献史料では統勞錢史料の初見は続日本紀天平九年十月丁未条の記載であるから、統勞錢史料としては最も古いものである。年紀のあるものはすべて神亀五年であつて、九月・十月の日付のものが多い。これは毎年の考課が八月から十月にかけてきめられていたためであろう。例にあげた木簡に即していえば、山辺史広<sup>(調)</sup>の統勞錢につけられた付札で五百文という額まで記されている。五百文は他の八例の統勞錢の付札についても同額である。統勞錢の額を記した史料は他に例がない。

その他、式部省に關係する木簡としては、式部省及びその所管の官司である大学寮、散位寮等の文書がある。式部省については、式部省





第 2 図

外正六位下生部直<sup>(信託)</sup>□□理は、天平十年二月の駿河国正税帳にみえる郡司少領外従八位上壬生直信陀理と同一人物ではないかと思われる。

(表)「因播国気多郡勝見郷中男神部直勝見磨作物海藻大贄老籠六斤太」(裏)「神護景雲四」は、中男作物として贄をおさめた場合の付札である。贄は賦役令に規定がなく天皇の供御に関連するものであり、中男作物は賦役令に定められた調副物の系譜をひくもので、一見両者は異質の収奪体系のようにもみえる。けれどもこの木簡では両者がからみあっているわけで収奪体系の研究上注目すべき史料である。

(表)「：斐国山梨郡加美郷丈部字万呂六百文」(裏)「天平宝字八年十月」は仕丁の国養物(出身地から京にいる仕丁を養うためにおくる物資)に付けられたものではないかと思われる。正倉院文書にみえる仕丁の国養物の例が六百文を単位にしているのと一致する(大日本古文书5巻、76頁15巻―27頁等参照)。

第39次調査は東面南門推定地を含む特別史跡指定地外のとこで行われ、S D4951 S D5100 S D5200 S D5050 S K5104から計521点が出土した。以下代表的なものを説明していきたい。

(表)「務所藤 作門所 庇五人<sup>匠丁四</sup> 右充彼所」

(裏)「少録船連『鈴木呂』八月廿八日付委文末呂」

この木簡はSK5104から多量の検皮、建築材の残欠とともに出土し

た某官衙が作門所へ匠丁四人を配置することを知らせたものである。木簡の発行主体である務所の性格ははつきりしないが、「少録船連鈴木呂」の署名があるから、八省か造宮省関係の役所であろう。特にこの発掘地域で検出した門の造宮に關係したものであるから、造宮省に關係のある可能性がつよい。

またSD4951からは貢納物品の付札で、郷里制を記し、神龜・養老の年紀をもつものが多数出土したことが注目される。その他顯著なものとしては、(表)「便從小子門出入之」(裏)「正六位上行大尉船連船主」のように門の出入に關係する木簡がある。小子門という門名は続日本紀天平宝字八年十月壬申条に淳仁天皇が淡路へ配流されたときに通過した平城宮の門として見える。又門に關係する木簡としては「北西門請火事」(第2図)と記した門からの火種の請求文書がある。

(表)「主殿寮御炬車持<sup>鴨国島</sup>□□□□ 真木 子□女 吉末呂 又吉万呂」(裏)「婢□□□ 酒虫女 多比女 名吉女 六月五日大属衣逢連大床」と記された木簡も同じ溝から検出した。主殿寮の御炬に關するもので、下に車持□□と鴨国島及び婢その他の名前を列挙したものである。そのうち鴨氏と車持氏は主殿寮殿部の名負氏であることが三代実録元慶六年十二月二十五日条から知られる点で注目される。特に鴨国島は賀茂郡主系図にもみえる。

溝SD4950からは、仕丁の国養物に付けた付札(前述)(表)「常陸国那賀郡日部郷戸主物部大山戸口日下部□万呂養」(裏)「六百文天平宝字四年正月廿日」と記したものが出土している。

(鬼頭清明)